

第5回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年9月30日(月)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後3時30分

2. 場 所 名取市役所6階第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第3号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第4号 令和5年度地籍調査事業(一筆地調査)に伴う登記簿上農地である土地
の現況地目認定に係る意見について

4. 報告事項

報告事項

(1) 農地法第5条の規定による届出について

(2) 農地法第4条の規定による届出について

(3) 農地賃貸借権解約について

(4) 農地の現状変更届出について

5. 出席委員(28人)

会 長 15番 引地 長一

農業委員	1番 板橋 英昭	2番 入間川 康弘	3番 松浦 朋子
	4番 大友 清基	5番 遠藤 勝典	6番 昆布谷 功治
	7番 佐伯 美和	8番 渡邊 正明	9番 阿部 芳昭
	10番 相澤 喜美	11番 松浦 岩男	12番 入間川 昭一
	13番 佐藤 勝浩	14番 大内 繁徳	

推進委員	1番 大内 伸一	2番 山路 康則	4番 齋 重昭
	5番 長田 満	6番 渡邊 定信	7番 墨繪 広之
	8番 引地 恒裕	9番 武田 由美子	10番 浅井 照久
	11番 松浦 正博	13番 西山 剛	14番 相澤 早苗
	15番 川村 吉則		

欠席委員推進委員 3番 菅野 弘一 12番 松浦 崇

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 菱沼 弘一 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第5回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第5回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名、計28名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（引地長一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

9番 阿部 芳昭 委員 10番 相澤 喜美 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。入間川昭一代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（入間川昭一委員）

第4班代表委員の入間川昭一です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年9月30日提出。

番号1、大字・字・地番は、高柳字辻126番3、地目は登記現況共に田で、登記面積は389㎡です。転用目的は農家住宅建築です。貸付人・借受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は使用貸借権設定で、期間は許可日より永年間です。2階建住宅で駐車場は2台分です。

議案第1号1番及び2番につきましては、9月26日の担任委員会で現地調査を行い、貸付人等より実情を聴取しました。

1番の位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。

1番の申請地は、市営住宅高柳東団地、旧名取岩沼農協閑上支店跡地から200mほど北に位置しています。

貸付人と借受人は、親子関係にあり、母が所有する農地に農家住宅を建築するための転用であります。貸受人は、現在、申請地の北側に貸付人の母親と同居していますが、子の成長に伴い住居が手狭となったことや母所有の農地耕作も親族とともに作業を行っていることから、居住地南にある農地に農家住宅を建築する計画に至ったものです。

申請地は、盛土は行わず駐車場も現状のままとし、雨水は、西側既設土側溝に排水させ、汚水・雑排水は、敷地内北角に宅内桝を設置し、西側市道に設置されている公共下水道に接続することとしています。万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処することとしております。

番号2、大字・字・地番は、堀内字鶴87番2、地目は登記現況共に畑、登記面積は41㎡で、転用目的は居宅への通路です。貸付人・借受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は使用貸借権設定で、期間は許可日より永年間で、隣接地に建築する居宅への通路ということです。

位置図・公図につきましては、議案書3ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。

申請地は、学校給食センターいただきスマイルかんから500mほど東側に位置しています。貸付人と借受人は親子関係にあり、父が所有する農地の一部を通路とする転用であります。借受人は、現在三世代8人世帯で同居していますが、借受人の子供の成長により住居が手狭となったことから、既存住宅の西側、93番2に農家住宅建築を計画したものです。しかし、計画した農家住宅には、公道からの通路が無い場合、申請地を通路とすることが適当と判断し選定に至ったものであります。

申請地は、盛土は行わず、雨水は自然浸透とします。住宅敷地内の雨水は、建築敷地内の既存側溝に排水することとします。汚水・雑排水は、敷地に合併浄化槽を設置し、93番に建つ既存住宅の排水管に接続し、南側土側溝へ放流することとしています。万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処することとしております。

以上、1番及び2番につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第1号1番及び2番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立

ち会いました。

1 番は、現在居住している南側にある農地への農家住宅建築であり、近隣農地への影響がないこと、汚水・雑排水は、公共下水道へ隣接することを確認しましたので、問題はないものと考えます。

2 番は、農家住宅建築のため、宅地道路への転用であり、盛土も行わないことから、近隣農地への影響がないことを確認しましたので、問題ないものと考えます。

以上、1 番及び2 番については、申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 1 4 番（大内繁徳職務代理）

確認ですが、1 号1 番について、申請地の奥の宅地ですが、出入口が敷地南側に接続されているわけですが、その出入口にガス小屋と花卉栽培ハウス用の燃料タンクと思われる建物がありますが、通行には支障は出てこないのでしょうか。また、この燃料は、どこの農業用ハウスに供給されているのかをお尋ねします。

○ 議長（引地長一会長）

はい、入間川委員。

○ 4 班代表委員（入間川昭一委員）

議案書資料の2 ページの公図を見ていただくと、今回申請地1 2 6 番3 の東側の畑ではカーネーションが作られていて、1 3 0 番の右側隣地に建つ建物は、ガスボンベの倉庫のようですが、この建物には何も入っておりませんでした。また、花卉栽培温室用と思われる重油タンクの燃料ですが、1 3 0 番のハウスに行きます。また、貸付人の実家の所有するハウスはさらに東にもあります。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいでしょうか。

○ 1 4 番（大内繁徳代理）

支障がないというのであれば、わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

1 番の農家住宅建設の件ですが、貸付人自身も現在居住している住宅を農家住宅建築としての申請をしておりました。貸受人は、貸付人の後継者として貸付人の農業を手伝っているのでしょうか。貸付人は水田を閑上鍋沼に所有しています。他に畑も所有しています。貸付人の家は、小規模ではありましたが作業受委託を行う農家でした。配偶者の方も農業関係の仕事に就いていたのですが震災で亡くしてしまい、その後は一生懸命農家をやってこられました。

○ 議長（引地長一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

なしとの声がありましてので、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（挙手全員）

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。入間川昭一代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（入間川昭一委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年9月30日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館熊野堂字舞台上28番、地目は登記・現況共に畑で、登記面積は119㎡、権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は284a、世帯員4人、労力人は2人です。売買の10aあたりの金額は200,000円で、総額で23,800円です。

番号2と番号3については、関連がありますので一括して説明します。

番号2、大字・字・地番は、下余田字成田62番、地目は登記・現況共に田、登記面積444㎡。下余田字成田63番、地目、登記・現況共に田、登記面積602㎡、合計面積は1,046㎡で、権利種別は、交換で、3番との交換です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は、142aで、世帯員5人、労力人2人です。

番号3、大字・字・地番は、下余田字成田740番1、地目は登記・現況共に田で登記面積は747㎡です。権利種別は、交換で、番号2との交換です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は、104a、世帯員2人、労力人2人です。

議案第2号1番から3番につきましては、9月26日の担任委員会で実情を聴取いたしました。1番の位置図、公図につきましては、議案書の5ページ、2番及び3番の位置図、公図につきましては、議案書6ページ、7ページをご覧ください。

1番の申請地は、高館小学校から900mほど北、市道熊野堂柳生線沿い南に位置しています。譲受人は、申請地の東側29番の畑を所有し、隣接する申請地と一体的

に管理を行っていたところ、譲渡人から売買の相談があり、申請に至ったものです。譲受人は、現在専業農家として水稻、野菜を生産し、所有の農地も適切に管理されているところです。

番号2番及び3番の申請地は、下余田にある円満寺から1,100mほど北、仙台市境に位置しています。農地の交換となりますが、耕作の効率化及び農地の集約化を図られるものです。

以上、1番から3番について、農地法第3条の許可要件を満たしていることから、許可について、問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第2号1番から3番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番は、規模拡大による所有権移転であります。2番3番は、耕作の効率化及び農地の集約化を図るための農地交換です。いずれも適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

以上、1番から3番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問のある方は、挙手の上、述べてください。

○ 11番（松浦岩男委員）

11番の松浦です。2番3番の交換ですが、下余田成田地区はこれから圃場整備が行われる地区ですが、今回の交換の農地は、圃場整備地域に含まれるのでしょうか。

○ 4班代表委員（入間川昭一委員）

申請地は、下余田第2期圃場整備地区外にあります。

○ 議長（引地長一会長）

他にご質問は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり裁決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第3号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

それでは、議案書8ページをご覧ください。議案第3号「農名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」このことについて、令和6年9月5日付け名農水第213号により、名取市長から農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいので、当該計画変更（案）について、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を求められているので提案する。令和6年9月30日提出。

1.意見を求められている内容。

別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」のとおり。

続きまして、担当課であります、農林水産課の職員が来ておりますので、説明いただきたいと思います。

（名取市農林水産課職員入室）

○ 農林水産課（石野主事）

整備計画の変更を必要とする理由としては、本市の復興整備計画に基づき、農用地区域内農地を対象として、農地の活性化のための施設の計画的な推進及び農業上における有効な土地利用を図ってきたが、6次化カフェ及び木育施設を建設するため、名取市下増田字台林548番、農業生産の状況は保全管理、地目登記・現況共に畑、面積1,558㎡の農地について農業用施設用地として用途変更してもよろしいか、伺います。事業計画者、土地所有者の住所・氏名は議案書12ページをご覧ください。

この農地は、農用地に該当していますが、農林水産省からは農業用施設用地に該当するものが、自己の生産する農畜産物もしくは自己の生産する農産物加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供を要する施設が、農業用施設用地に該当しますので、今回事業計画者は、自社所有の農地で生産したいちごをアイスやジュースなどに加工して消費者の方々に提供するというようになっております。この事に関しまして、農業用農地から、農業用施設用地に用途変更してもよろしいかご意見を伺います。

○ 議長（引地長一会長）

事務局から説明がありましたが、ただ今の説明で質問等がありましたら、お願いします。

○ 8番（渡邊正明委員）

8番の渡邊です。ただ今の説明ですが、6次化という計画に則って農振農用地域の除外を行うとのことですが、名取市下増田台林地区は、今後この様な施設による申請が次々にされていくということなののでしょうか。今回の申請者はいちごの生産者です

が申請地周辺ではトマトの生産者もいます。彼等が自分の畑の作物で加工品を作るので、販売・提供する施設を作るので申請し、その都度「6次化計画に則っている」ということで許可するという事なのではないでしょうか。その辺りのことを、もし分ればご教示願います。といいますのは、許可後のことで、この様な施設は事業が順調である間はよいのですが、少し問題が出てきましたときに異なる用途で利用される可能性があるからです。その場合、利用者も困るのではないかと思います。

○ 議長（引地長一会長）

事務局の農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（石野主事）

今回の申請者ですが、宮城県の建築宅地課の方に相談されたとのこと。本来であれば、この用途では建築予定地の周辺に50軒以上の建物があることが許可の条件としながらも、今回の件は特例となっておりまして、その内容は、申請者の農家レストランが観光資源であると名取市に認められた場合、施設を建てられるとして、特例として今回の申請がされました。

○ 議長（引地長一会長）

渡邊委員、ただ今の説明でよろしいでしょうか。

○ 8番（渡邊正明委員）

特例ということですが、どこまでが特例なのか疑問を感じます。特例というだけで許可を下すことは、本来あってはならないことだと思います。懸念されるのは、今後この様な内容の申請が出された際の先例になってしまうことです。今回の案件に対しては、しょうがないのかなとは思いますが。

○ 議長（引地長一会長）

渡邊委員のおっしゃるとおりですが、今回の申請は、設備の設置、施設の運営を事業計画どおりに実行するならばよいということですね。それに対して当初の事業計画と違う使われ方が出てくるのは困ると思う。そういうことですね。

○ 8番（渡邊正明委員）

はい。

○ 14番（大内繁徳委員）

カフェについては分かりましたが、木育施設とはどのような施設なのかを質問します。

○ 農林水産課（石野主事）

木育施設とは、事業者によりまして、カフェの隣に併設する、施設内で子供たちが遊ぶキッズスペースの様なものと聞いています。

○ 14番（大内繁徳代理）

建物の中に作られるキッズスペースの様なものと考えてよいのでしょうか。先ほどの渡邊委員の質疑を聞いていても思ったのですが、その施設は必要なのでしょうか。カフェは集客のため必要ですが、近年は子供の数も少なく、その様な施設も必要とは

と思いますが、その施設まで入れて特例とするのはいかがなものなのでしょうか。委員の皆さまにその辺りのことについての意見等を聞くことを提案します。

○ 議長（引地長一会長）

大内代理の発言を受け、他に質問はございませんか。

○ 農地利用最適化推進委員（長田満委員）

農地利用最適化推進委員の長田です。あの地域は仙台空港の近くなので、空港を基準にして考えると非常に利便性が高いということで、そこにだけにスポットを当てて特例で認める様ですが、宮城県と名取市が話し合いをして、エリア内を都市計画の中で再構築しないといけないと考えます。個々に申請に来られますと結果的に虫食い開発になってしまうので、もう少し都市計画に基づきしっかりとした将来展望を含めた計画をすべきではないのかと推進委員として思いましたが、いかがでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

申請地を含むエリア全体が、ばらばらな用途で使用されては困るということでしょうか。

○ 農地利用最適化推進委員（長田満委員）

むしろ地域を再開発するチャンスだと私は考えます。震災で大きな被害を受けた地域ですので、非常にいい方向で開発できる非常に良いチャンスだと考えますので、このあたりを少し協議いただきたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

農林水産課では、農業振興地域整備計画については、エリアを決めて計画を企てているのでしょうか。

○ 農林水産課（石野主事）

申し訳ありませんが、エリア全体での計画といいますと存じ上げません。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

○ 10番（相澤喜美委員）

先ほどの説明の中であった、観光資源として認められればよいということでしたが、観光資源として認められる基準、根拠は何かありますか。担当課において観光資源として認められたから観光資源とするという意味あいになるのでしょうか。今まで他の委員からの質問に対する、特例とは何かということへの回答になるのではと思います。

○ 議長（引地長一会長）

ただ今、相澤委員から質問をいただきました。このことについて農林水産課、説明をお願いしますか。

○ 農林水産課（石野主事）

観光資源に該当するかどうかについては、担当が都市計画課となり、都市計画課による名取市全体の未来予想図として数年後を見通しての計画がございまして、そちら

の方に今回の事業者が参加するからと聞きました。

○ 事務局（仙石局長）

ただ今の説明はつまり、都市計画課の方で協議をして判断したということです。

○ 議長（引地長一会長）

阿部委員、どうぞ。

○ 9 番（阿部芳昭委員）

話として聞いていただきたいのですが、今回のこの問題は、名取市の都市計画が一番の基本にあります。私の地元は下増田地区なので分かる範囲で説明しますと、申請地の北側、そして南原地区もですが、仙台空港 2 4 時間化という事業の中で空港周辺の開発を条件で進められている開発があります。今名取市ではコンサルをかけているエリアもあります。観光あるいは産業にも使う現在色々と計画がありますが、確定したわけではない。確定するまでコンサルと都市計画、それらが全部納得して初めて出来るので、この時点では答えは絶対出せないはずです。たまたま今回の事業者による申請が出されたので議題として出てきましたけれど、あの地区はこれからの使い途を含め、基本は「都市計画課が決める」が答えとなります。最終的に決定段階ではないので、農林水産課の担当者としても答えられない、情報として名取市はこの開発に動いていると考えていただければと思います。1 件だけで申請が出されたので、特例という言葉を使いましたが、観光資源にも使う案は、元々ありました。マスタープランの中で空港周辺の開発ということで出されていたはずなので、今申請は、間違った方向性での申請ではないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。

空港周辺の整備では工業団地も計画には入っていて、農地の転用等今後農業委員会に関わる問題となりますが、今回は、皆さんの意見として今回の案件について、承認するか否かを決めましょう。

他に意見等はありませんか。

○ 農地利用最適化推進委員（浅井照久委員）

農地利用最適化推進委員の浅井です。

申請者は、私の経営農地の隣で観光農園を経営しているのですが、来場者による違法駐車や敷地内への無断侵入等迷惑行為があります。観光についてはすごく良いことだとは思いますが、周辺農家への影響を考えていただかないといけない部分があります。確かに市の発展のためには必要不可欠かもしれませんが、周辺農家の方々は、観光農園の一部の来場者による、農地へのごみのポイ捨てなど迷惑行為に悩まされています。また、今回許可が下りるのであれば、他の農業者から申請が出された場合、あいまいな理由で認めないという事はあってはいけませんので、先ほど長田委員が発言されたとおり、あの地域は、その様な開発地域で、皆で盛り上げていくものとして、

行政の方で許可の基準をきちんと定めるべきだと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

わかりました。いずれにしろ、農業振興地域整備計画というものをきちんと計画を定めたうえで、この様な施設が入るようにしていただけると良いということですね。他にありませんか。

○ 8 番（渡邊正明委員）

ただ今、委員の皆さまの意見をお聞きしましたが、いちばん良いのは都市計画課から説明をしていただくことではないでしょうか、その説明で農業委員、農地利用最適化推進委員が勉強し、修正いただきたい箇所等の意見を集約して許可にもっていくことがよいと考えます。

○ 11 番（松浦岩男委員）

議案書資料の方に地図はありますが、実際のところ申請地の状況をご存じでない委員の方もいるのではないのでしょうか。申請地周辺はすでにいちごの他、トマト、サツマイモの観光農園がばらばらに営業されています。空港の東側は、都市計画により事業所の誘致が行われ、半分は決定したとも聞いていますがどの様な配置となるのか不明です。都市計画により決定されるものについては、農林水産課で対処しきれないのではないかと考えます。施設の中に子供たちの遊び場を作りたいという理想は素晴らしいのですが、果たしてどこまで実行できるのか不明です。さらに申請された事業所が倒産した場合どうなるか、いちご狩りは利益が出ると思いますがカフェの方は別と考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。

ただ今各委員さんから意見を頂戴したところ、行政側の説明が不足しており、もっと詳しい説明をお願いしたいということで意見が一致しております。

議案第3号については、承認をするかしないのかを採決いたします。これは、この度の説明では内容が把握できないので、次回の農業委員会で詳しい説明を求めるため、継続審議とすることについて、承認するかどうかを承認するという意味での採決です。このことに承認の方は、挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は次回に持ち越すということで、採決といたします。説明者には、ここで退席いただきます。

（名取市農林水産課職員退出）

《議案第4号 令和5年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記上農地である土地の現況地目認定に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第4号「令和5年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記上農地である土地の現況地目認定に係る意見決定について」を議題とします。事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

それでは、議案書15ページをご覧ください。議案第4号「令和5年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記上農地である土地の現況地目認定に係る意見決定について」このことについて、令和6年5月14日付け名土第89号により名取市長から協議があり、農業委員会の意見を求められているので、提案する。令和6年9月30日提出。

1.意見を求められている内容。

別紙「令和5年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記上農地である土地の現況地目認定について」のとおり。

続きまして、担当課であります土木課の職員が来ておりますので、説明いただきます。

（名取市土木課職員入室）

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

名取市の地籍調査におきましては、平成23年東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症の影響から令和4年度まで休止しておりました。震災からの復興と、新型コロナウイルス感染症は5類に移行になったことから令和5年度に再開いたしました。令和5年度につきましては、愛島笠島字洞谷山等4単位区域の0.72km²を実施し、令和6年度につきましては、愛島笠島字高外山等8単位区域の1.42km²を実施しております。その中で、地籍調査における地目の調査につきましては、国土調査法に基づき、経済企画庁総合開発局長通達により地目調査要領により行われているところであります。原則的には、土地の現況及び主たる利用目的によって地目認定することとされております。特に登記簿上の地目が農地である土地の形質等が、例えば原野山林、公衆用道路、雑種地と現況が該当する場合には、実務上の取り扱いとして必要に応じて、農業委員会に照会し、確認、承認を得ることとなっております。

今回ご審議いただきますのは、令和5年度地籍調査事業一筆調査を行いました、愛島笠島字洞谷山等4単位地区で、登記上農地となっている21筆についてです。詳細につきましては、別紙資料、令和5年度地籍調査事業一筆調査に伴う登記簿上の農地である土地の現況地目認定について説明させていただきますので、別紙資料1ページ目をお開きください。愛島台の北側に位置した、令和5年度に地籍調査を実施した区域図となります。次に2ページをお開きください、一筆地調査地目認定集計表になります。一筆地調査を実施した結果、表左側の畑である21筆が登記簿上の農地と現況

が一致しないので、表右側の該当する現況に合わせるべく協議をお願いするものです。山林が10筆、公衆用道路が3筆、その他合筆により抹消された8筆が21筆の内訳となります。それぞれの合計が違うのは、新たに測量したことによる錯誤によるものです。続きまして3ページをお願いいたします。一筆地調査地目認定表になります。21筆の調査前と調査後の土地表示を表したものになります。該当する21筆の内訳になりますのでご覧ください。続きまして、4ページから7ページにつきましては、地区ごとにまとめられた、今回該当する21筆の地籍簿となります。20日間の閲覧期間中に地権者からこの内容で承認をいただき、その後法務局に送致いたします。最後の8ページ目につきましては、該当する21筆の位置図を表した令和5年度に撮影された上空からの写真となります。ご覧のとおり21筆の現況は畑ではなく、ほぼ山林であるということが確認できます。なお、令和5年7月24日から8月28日の間15日間に現地調査を実施しており、地籍調査担当職員、株式会社八州、地元の地籍調査推進委員及び協力委員、地権者にて現況を確認し、地権者からは地籍調査票に署名をいただいておりますので、現況とおりの地目変更においては問題なしととらえております。

以上のことから、令和5年度地籍調査事業一筆地調査に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定について、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、このことについて、質問はありませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

議案書に上げられている場所は、目視でも確認されたのでしょうか。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地積調査係長）

現地調査ということで、我々土木課職員、株式会社八州、地権者とで現地へ行き目の前で確認しております。

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

○ 10番（相澤喜美委員）

冒頭の説明から令和5年度の報告としてなされましたが、これから毎年今後計画的に地区を区切ってこの様な調査を行うことになるのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

説明をお願いします。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

名取市では、昭和48年から地籍調査を行っておりまして、令和6年で最後の年を迎えます。つまり今年度の現地調査で最後の調査区域となりますので、それ以降現地調査は行わないという形になります。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいでしょうか。

○ 10番（相澤喜美委員）

今まで私はその辺についての情報がなかったので、的外れの質問かもしれませんが、今年で終了と言われましたが、今後この様な作業はこの様な場所では必要となるのではないかと考えるので、これから今回のような報告があった場合の対処について疑問です。仮定として申し上げました。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

地籍調査は、今年度の愛島笠島字高外山地区で最終となりますので、来年度にもう一度この様な形で登記と現況が異なる農地がありましたら、農業委員の皆さまにお諮りする形になると思いますから、やり方としてはまた同じように説明させていただきます。地籍調査からの説明は終了という形になるかと思います。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいでしょうか。

○ 10番（相澤喜美委員）

最後の質問です。申し訳ないですが、逆にこちらから調査をお願いしましたら、今回の様な地図等を作成していただけるのでしょうか。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

申し上げます。地籍調査は、あくまでも国土調査法に基づいて、そこを自治体で調査区域を決めて行うということがこれまでのやり方なので、皆様からの要望を得て行う調査ではございません。

○ 10番（相澤喜美委員）

わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

つまり、決められた区域以外の場所はやれないということなのですね。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

はい

○ 事務局（仙石事務局長）

事務局から土木課へ確認ですが、全地区ということは、市内全部の地区の地籍調査は終了したということですね。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

はい、説明不足ですいませんでした。再度の調査はやらないので、今年度ですべての整備調査の完了という形になります。

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

○ 9番（阿部芳昭委員）

地積の錯誤で数字を変更しているところは、地権者の皆さんは一応納得したのでしょうか。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

閲覧は、今年の11月からを予定しておりますので、そこで地権者の方にこの地積の面積をお示しして了解いただくという形になります。

○ 9番（阿部芳昭委員）

名取市分の面積が一番少なくなっているようなのですが、このことを名取市は了解済なのでしょうか。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

そのことについては、市有地管理の部署に確認していて、一緒に確認しながら土地の境界確認を行ったところです。

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

○ 13番（佐藤勝浩委員）

確認なのですが、資料2ページの集計表と3ページの一筆地調査地目認定表の見方です。2ページの公衆用道路が3ページの一筆地調査地目認定表の中で合筆した上で公衆用道路が3筆だけという内容でよろしいのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

事務局、説明をお願いします。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

合筆によって公衆用道路が3筆になり、その後にそのまま公衆用道路になったということで、お示した通り3筆という形になります。

○ 13番（佐藤勝浩委員）

もともと名取市の公衆用道路であったものが、合筆されたことによってその他扱いとなり、道路が無くなったという認識でよろしいのでしょうか。

○ 名取市土木課（橋浦主幹兼地籍調査係長）

公衆用道路から公衆用道路に合筆したというような形になります。

○ 議長（引地長一会長）

よろしいでしょうか。

○ 13番（佐藤勝浩委員）

わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

「なし」という声がありましたので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり裁決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり決定といたします。

それでは、ここで説明者には退席いただきます。

（名取市土木課職員退席）

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（4）農地の現状変更届出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、（2）「農地法第4条の規定による届出について」、（3）「農地賃貸借権解約について」、（4）「農地法の現状変更届出について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

○ 事務局（菱沼事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（4）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（1）、から報告事項（4）について承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

〔名取市の担い手育成総合支援協議会員名簿の確認について説明を行った〕

〔10月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

○ 議長（引地長一会長）

ただ今、事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。

○ 8番（渡邊正明委員）

先月その他の中で報告、情報交換に挙がりました農地の目的外使用の件についてで

すが、現地ではその後スーパーハウス、プレハブを設置したようです。今月25日の農業委員会の勉強会で、現地の写真等は事務局に提出しました。違反転用ではないかということで地元でも問題になっております。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは、第5回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時30分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和6年9月30日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員 9番

阿部 芳昭

署名委員 10番

相澤 喜美